

地域と税の情報誌

あや

No.204
2024

夏

【特集】 四谷法人会 2024



公益社団法人 四谷法人会 第14回 通常総会が 開催される。



新理事の河原英史氏



新宿区社会福祉協議会から感謝状授与



北村新宿都税事務所所長



尾部四谷税務署長



青柳会長

新理事の河原英史氏は、栗原厚生共益事業委員の司会ではじまり、青柳会長の挨拶の後、新宿区社会福祉協議会へ寄付金の寄贈を行ない、同協会からの感謝状を関原事務局長からいただき、四谷税務署富山副署長のご発声で乾杯が行われました。また、高野副会長による新入会員の紹介もあり、ご来賓の方々、会員相互の懇親の輪が広がり、松下副会長の音頭で中締めとなりました。

次に、第2号議案理事補選の件が上程され原案通り承認されました。これをもって全ての議案の審議を終了しました。そして四谷税務署尾部署長、新宿都税事務所北村所長からご祝辞をいただき、内堀副会長の閉会の言葉で、無事、総会は終了いたしました。

その後、決議事項の第1号議案として第十三期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）貸借対照表、正味財産増減計算書、同附属明細書及び財産目録承認の件が、新井副会長から上程された後、審議の結果、原案通り可決承認されました。

また、事業報告の件が山田副会長より、第十四期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業計画書の件が飯島副会長より、同収支予算書の件が新井副会長より報告がありました。

その後、決議事項の第1号議案として第十三期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）貸借対照表、正味財産増減計算書、同附属明細書及び財産目録承認の件が、新井副会長から上程された後、審議の結果、原案通り可決承認されました。

公益社団法人四谷法人会の第14回通常総会（定時社員総会）が、6月21日（金）午後5時30分からホテルグランドヒル市ヶ谷瑠璃西の間において開催されました。

もくじ よつや 第204号

■【特集】 四谷法人会 2024	
四谷法人会第14回通常総会開催される ……	2
令和6年度事業計画を報告 ……	4
■ 税務のポイント	
四谷税務署からのお知らせ ……	8
新宿都税事務所からのお知らせ ……	10
■ 四谷法人会会員のひろば	
四谷法人会からのお知らせ ……	11
新入会員名簿 ● 3月～6月 ……	11
喜業訪問 第102回 ● 株式会社武蔵野 ……	12
四谷法人会トピックス ……	14
部会の総会が開催されました ……	17
事業活動報告 ……	18
■ 地域の話題・くらしの知識	
よつや健康お届け隊 ● その不調、天気が原因かも！	19
法律問答あれやこれや第40回 ● 遺言の撤回 ……	20
面白発明にチャレンジしよう	
第91回 ● 熱・こもらずシリーズ ……	21
四谷・牛込あの日、あそこで	
第1回 ● 内藤新宿の開設 ……	22

表紙 早大通り（山吹高校前）
わせだ新宿百景 No.37
新宿山吹高等学校は東京都立では初の単位制高校で、定時制課程、通信制課程があります。



令和6年度 事業計画を報告 ----- 第14回 通常総会

公益社団法人四谷法人会は、6月21日に開催された第14回通常総会で、令和6年度事業計画を報告しました。

その重点事項として、①組織の強化と会活動の重点方針、②事業内容の充実、③広報活動の充実をあげ、「税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業」、「納税意識の

高揚を目的とする事業」、「税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業」、「地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業」が行われるとともに、会員のための福利厚生事業、会員相互の親睦・異業種交流に関する事業等が展開されます。

令和6年度活動の方針

公益社団法人四谷法人会

会長 青柳晴久

コロナウイルスの沈静後、社会・経済活動が正常化し、我が国経済は緩やかな回復局面にあります。しかし、企業としては、消費者物価を中心に輸入物価を含めた全般的な物価上昇が続く中、社員の生活を支える給与アップを行うとともに総コストアップ分の売上への適正な転嫁が重要な課題となっています。

加えて、「失われた30年」と言われる長期にわたる経済停滞の後に迎えた今回の経済回復を契機に、企業経営においては、構造的な課題として長年認識されつつも先送りにされてきた課題について、本格的に取り組む必要に迫られています。

すなわち、①人口減少・少子高齢化、それに関連する「働き方改革関連法」に対応する雇用対策（人手不足、雇用の流動化、スキルの低下等）②企業経営効率化のための対策特に、IT化さらにはDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた対応③世界各国との経済競争（発展途上国の成長等）④地球沸騰化と言われる異常な気候変動の影響さらにはSDGsの推進に対応する対策（価値観の多様化とそれに伴う市場の変動、商品・サービスの供給体制の見直し等）等の諸課題に直面しています。

このような背景の下での当会の前年度の事業活動は、会員の健康を最優先しつつも、会活動ができる限り推進し特に、税制改正事項として優先課題である、消費税インボイス制度の導入と電子帳簿保存法の改正への対応に努めた結果、会員の皆様、役員のご協力及び事務局

の努力等により、厳しい環境下にもかかわらずコロナウイルス前の活動に近い水準で実施することができ、会員数も維持確保できました。

本年度も、税知識の普及を基本に、厳しい経済環境に対応するための会員への支援、会員間の情報交換強化を目指してできる限り、会活動の活発化、推進に努めます。

すなわち、公益法人としての税務に係る研修会の開催、税情報の提供、適正な申告納税の推進等を最優先としますが、会員の企業経営についても研修会の開催・情報提供に努め、さらには、会員の互助活動にも重点を置くこととします。

そのために、従来からの当会の事業活動の内容、実施方法について、会員の皆様、役員と事務局との間で適切な情報交換を行い、できる限りの創意工夫をはかるとともに、改善・対応していくこととします。そして、会員の皆様の一層の協力・結束をはかることにより会員数の維持・拡大を目指します。



インボイス制度研修会



インボイス制度相談会



通常総会での新入会員の紹介



令和6年度事業計画

税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

● 税知識の普及を目的とする事業

- 1 新設法人説明会（年6回、2ヶ月ごとに開催）
- 2 決算法人説明会（原則毎月1回開催）
- 3 法人税申告書の書き方講座（全9回の連続講座）
- 4 法人税実務基礎講座
- 5 源泉部会税務研修会（年10回の予定）
- 6 支部税務研修会
- 7 部会税務研修会
- 8 税制改正研修会
- （令和6年度においては、昨年度の大改正であった、消費税インボイス制度の導入、電子帳簿保存法の改正のフォローアップの研修を実施する。）
- 9 記帳税務相談（毎月1回開催）
- 10 簿記講座
- （基礎7回、初級10回、中級16回のコース構成）
- 11 税金体験教室（子供たちを対象）
「まちの先生見本市」にブース出展
（実施時期、会場未定）

● 納税意識の高揚を目的とする事業

- 1 租税教育用下敷の無償配布（45回目）
- 2 納税表彰式の広報、周知
- 3 税に関する絵はがきコンクール及び表彰式
（女性部会所管）
- 4 広報誌及びホームページによる税情報の発信

会員相互の親睦・異業種交流に関する事業

● 会員交流事業

- （1）会員間の交流等を目的として、情報交換や相互の親睦事業を行う他、会員に限定した講習会等の事業を行う。
 - 1 屋形船
 - 2 ボウリング大会
 - 3 新年賀詞交歓会
 - 4 懇親会
 - 5 施設見学会
 - 6 インターネットセミナー
 - （2）会員の事業活動に係る支援のための会員間の意見交換の場（業種別部会等）を積極的に設ける。
- 以上のほかに、今後も安定して事業を継続して行くために、会員増強運動の推進と財政基盤の強化等の充実を図る。

● 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- 1 税制改正の提言
（会員及び一般から税制に関する意見要望を取りまとめて全国法人会総連合へ上申し、全国大会への参加）
- 2 全国青年の集いへの参加
- 3 全国女性フォーラムへの参加

地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業

● 地域企業の健全な発展に資する事業

- 1 経営実務研修会、講演会の開催
- 2 各種事業に向けた補給金、補助金への対応

● 地域社会への貢献を目的とする事業

- 1 新宿シティハーフマラソンへの参加並びに助成金の拠出
- 2 地球温暖化対策並びに地震対策への取り組み
- 3 特別講演会の開催
- 4 福祉施設への未使用タオルの寄付
- 5 地域イベントへの参加
- 6 救命講習会へ参加

会員のための福利厚生事業

● 福利厚生事業

会員の福利厚生制度を支援するための保険事業並びに企業保全を目的とした制度の普及推進を行う。

公益社団法人四谷法人会 令和5年度 会計報告

貸借対照表
令和6年3月31日現在

(単位：円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産	8,197,933	13,148,723	-4,950,790
2. 固定資産	31,595,076	31,270,190	324,886
(1) 特定資産	20,620,450	20,146,700	473,750
(2) その他の固定資産	10,974,626	11,123,490	-148,864
【資産合計】	39,793,009	44,418,913	-4,625,904
II 負債の部			
1. 流動負債	950,016	355,936	594,080
2. 固定負債	520,450	646,700	-126,250
【負債合計】	1,470,466	1,002,636	467,830
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	38,322,543	43,416,277	-5,093,734
【正味財産合計】	38,322,543	43,416,277	-5,093,734
【負債・正味財産合計】	39,793,009	44,418,913	-4,625,904

令和5年度正味財産増減計算書(総括表)
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：円)				
科 目	当年度(A)	前年度(B)	増 減(A)-(B)	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	61,963,656	59,046,682	2,916,974	
① 特定資産運用益	2,371	1,219	1,152	
② 受取会費	26,618,500	27,382,500	-764,000	定款§7 規定の会費
③ 事業収益	5,816,016	6,808,047	-992,031	
④ 受取補助金	18,390,800	18,195,000	195,800	
⑤ 受取負担金	9,411,336	5,523,800	3,887,536	
⑥ 雑収益	1,724,633	1,136,116	588,517	
(2) 経常費用	67,113,640	61,802,747	5,310,893	
事業費	61,221,008	56,385,052	4,835,956	
管理費	5,892,632	5,417,695	474,937	
当期経常増減	-5,149,984	-2,756,065	-2,393,919	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	126,250	0	126,250	
(2) 経常外費用	0	0	0	
当期経常外増減額	126,250	0	126,250	
他会計振替額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	-5,023,734	-2,756,065	-2,267,669	
法人税住民税及び事業税	70,000	70,000	0	
当期一般正味財産増減額	-5,093,734	-2,826,065	-2,267,669	
一般正味財産期首残高	43,416,277	46,242,342	-2,826,065	
一般正味財産期末残高	38,322,543	43,416,277	-5,093,734	
正味財産期末残高	38,322,543	43,416,277	-5,093,734	

内部事務がセンター化されます
～書類の送付先が変わります～

- 令和6年7月10日以降、税務署の一部の内部事務（申告書の入力処理や電話・文書による照会など）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。
- 申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送で提出される場合は、下記の業務センター宛てに送付していただきますよう御協力をお願いいたします。

宛 先	〒100-8156 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 3 号 東京国税局業務センター大手町分室
-----	--

対応業務	税務署	業務センター
e-Tax（データ）で申告	○	×
書面で申告		
持参して提出	○ 管轄税務署の窓口や時間外 収受箱に提出できますが、 窓口の混雑が想定されるため、e- Tax をご利用ください。	× 受付窓口はございません
郵送で提出	—	○ 業務センターで申告書の入 力処理を行うため、 業務センター宛てに郵送をお願 いします
電話・面接による税務相談	○ 事前に予約が必要です	× 相談窓口はございません
申告書や申請書の窓口備 付けや郵送による送付	○ 従前どおり対応しておりますが、 様式等は国税庁 HP からダウンロ ードしてご利用いただけます。	× 受付窓口はございません
納税証明書の交付 現金による国税の納付	○ 従前どおり対応しておりますが、 窓口の混雑が予想されるため、 納税証明書の交付は便利なスマ ホ等による請求・受取をお願いし ます。また、国税の納付はキャッ シュレス納付をご利用ください	× 受付窓口はございません
業務センターからの電話や 文書による照会	—	○ 責任者名が税務署長のほか 東京国税局長となる場合があります



内部事務の
センター化は
こちら



さらに便利に！
電子納税証明書(PDF)が
スマホで請求&受取できる！

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax (SP版)を
使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！

メリット 1

いつでもどこでも！
**スマホで
完結！**

タブレットでも！

メリット 2

**手数料が
お得！**

1税目1年度あたり**370円**
※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット 3

期間内であれば
**何度でも
印刷・使用可能！**

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人（法人の場合は代表者本人）の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人（法人の場合は代表者本人）のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい手続きの仕方はこちらから
読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>